

第1回 観音寺市民会館開館準備実行委員会【要約】		日時	平成27年1月26日(月)19:00~20:20
		場所	三豊地区電子計算センター3階第1・2委員会室
出席者	委員14名(欠席0名)、事務局6名、事務局補2名		
議題	(1)委員会設立の目的について (2)今後のスケジュールについて (3)議事録の公開について (4)その他		
<p><u>1. 委嘱状交付</u> 副市長（市長が公務で欠席のため）が各員に委嘱状を交付。</p> <p><u>2. 開会</u> 開会のあいさつ。</p> <p><u>3. 副市長あいさつ</u> 公私ともに忙しい中ご出席ありがとうございます。ご承知のとおり、市民会館の入札が完了しこれから2年間をかけて建設をいたします。市民の皆様も市民会館に期待をされていることと存じます。新しくできた統合小学校・幼稚園保育所や道路もあります。琴弾公園もあります。そういった中で、観音寺市を文化の香り溢れる市とするため、皆さんの力をお貸し頂ければと思います。今後ともよろしく願いいたします。</p> <p><u>4. 自己紹介</u> 委員および事務局自己紹介。</p> <p><u>5. 委員長・副委員長の選任</u> 委員の互選により、委員長は大久保委員、副委員長は富田委員に決定。</p> <p><u>6. 議題</u></p> <p><u>(1)委員会設立の目的について</u> 資料を元に委員会設立の目的について説明。</p> <p><u>(2)今後のスケジュールについて</u> 資料を元に今後のスケジュールについて説明。</p> <p>【委員質問】 ・どのくらいの頻度で委員会は開催されるのか。</p> <p>【事務局回答】 ・基本的に月1回程度を想定している。しかし、議論の内容によっては開催数が増えることも考えられる。</p> <p>【委員質問】 ・スケジュールとは関係がないが、大ホールの搬入動線はどうなっているのか。</p> <p>【事務局回答】 ・搬入ルートは配布資料の通り駐車場を経由することになる。不便な面があるとは承知しているが敷地の制約上やむを得ないと考えている。</p> <p>【委員意見】 ・竣工してしまえば、何十年もこのままになるのではないか。</p> <p>【事務局回答】 ・大ホールへの搬入導線を確保するために、既存の体育館（屋内運動場）を改築するなどの手法について検討したが、建築基準法上困難であるとの結論に至り、現状の搬入ルートとなった。ご理解いただきたい。</p> <p>【委員質問】 ・委員会で配布された資料はどこまで公開してよいのか。</p> <p>【事務局回答】 ・配布資料および議事録は本委員会の承認を得た後、市のHPに公開される。それ以降は公開してもよい。</p>			

【委員質問】

- ・開館前のプレ事業を開催する場所の地域は限定されるのか。例えば、観音寺や三豊以外の地域で実施した場合もプレ事業としてよいのか。

【事務局回答】

- ・明確な取り決めはない。それも含めて今後議論して頂きたい。

【委員意見】

- ・スムーズに議論ができるよう委員会開催前に資料準備のお願いや質問・意見の交換が出来ればよいと考える。事務局の連絡先を指示頂きたい。

【事務局回答】

- ・連絡先を配布する。

【委員質問】

- ・貸館の受付開始はいつからか。

【事務局回答】

- ・平成 29 年 4 月の開館を予定しているが、指定管理者制度の導入スケジュールを調整中であり、現段階では未定である。早い段階で皆様に周知できるよう調整をする。

【委員意見】

- ・事前に次回会議の資料を配布して頂きたい。遅くとも 1 週間前には頂きたい。

【事務局回答】

- ・開催通知を 2 週間前に送付する予定である。その際に準備が済んでいる資料に関しては同封する。可能な限り会議前に目を通して頂けるようにしたいと考えている。

(3) 議事録の公開について

議事録と委員の名簿の公開について説明。

議事録については概要版を作成、委員会で内容を確認した後に、委員の名簿については事務局提示案の一部を修正した後に、いずれも公開することで委員の了承を得た。

(4) その他

【事務局説明】

- ・次回は 2 月 23 日（月）19 時から三豊地区電子計算センター 3 階第 1・2 委員会室にて開催を予定している。

【事務局意見】

- ・委員には、既に市民会館に関する様々な検討委員会に参加されている方もいらっしゃるが、今回初めて参加される方もいらっしゃる。改めて市民会館がどのような諸室構成になっているのか概要を説明し、情報を共有したほうがよいのではないかと考えている。

【委員回答】

- ・今回初めて参加する方もいらっしゃるのので説明をお願いしたい。

7. 閉会

閉会のあいさつ。

以上